

繰越欠損金解消計画

令和2年3月31日
独立行政法人国立病院機構

1 基本的な考え方

(1) 繰越欠損金の現状

近年、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）では、診療報酬改定や消費税率の引上げ、東日本大震災後の建設コストの高騰などの外部要因に加え、平成27年度の非公務員化に伴う労働保険料の負担増による影響等により、平成28年度には法人発足以降初めて経常収支赤字となるなど厳しい経営状況が続き、第三期中期目標期間の最終年度である平成30年度末時点での繰越欠損金は93.5億円となっている。

(2) 繰越欠損金解消計画の必要性

上記の繰越欠損金の状況を踏まえ、平成31年2月28日に厚生労働大臣が定めた「独立行政法人国立病院機構中期目標」（平成31年4月～令和6年3月）では、「財務内容の改善を図り、前中期目標期間末の繰越欠損金の早期解消に努める」とこととされ、また、これを受けて平成31年3月29日に国立病院機構が定めた「独立行政法人国立病院機構中期計画」（平成31年4月～令和6年3月）では、「財務内容の改善を図り、中期目標期間中に、繰越欠損金を解消するよう努める。なお、繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する」とこととしている。

このため、前中期目標期間末の繰越欠損金を現中期目標期間中に解消するための具体的な取組等を定めた繰越欠損金解消計画を策定する。

2 繰越欠損金解消計画の達成に向けた具体的な取組

(1) 収入の確保

地域の医療機関の機能分化と連携を強化するため、近隣医療機関等への定期的な訪問や、入退院支援看護師の配置による入退院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図る。

また、施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図る。

(2) 人件費率と委託費率を合計した率の抑制

診療報酬の施設基準における人員配置や業務量に応じた標準的な配置数を参考に、病院毎の患者の状況や経営状況、業務量の変動等を総合的に勘案し、

必要な職員を配置する。また、人件費の増加を抑えるため増員にあたっては、既存体制の見直しを前提とすることなどの対策を講じつつ職員定数の管理を厳格に行う。

業務委託については、全病院における業務委託契約の契約額等に関する調査を実施し、各病院が自院と同規模の病院の契約額等と比較検討が行えるよう調査結果のフィードバックを行うなど、各病院における委託費の削減や効率的な業務委託契約の支援を行う。

こうした取組により、人件費率と委託費率を合計した率の抑制を図る。

(3) 経費の節減

- ① 医薬品については、医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による共同購入を実施する。また、入札品目のグルーピングの見直しや、契約締結後の市場価格の変動を踏まえた価格交渉の実施、後発医薬品の使用促進などにより、さらなる医薬品費の低減に努める。
- ② 医療機器については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施する。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図る。
- ③ 医療材料については、ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組む。
- ④ その他、医療機器やエレベーターの保守契約、電力契約などの各種契約について、費用削減のための様々な方策を検討し、費用削減に努める。

(4) 投資水準の設定

継続的・安定的な投資のため、中長期において法人資金を計画的にコントロールする手法として、毎年度投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うことで支出の平準化を図る。その中で、投資回収性が高い投資案件についても、積極的に投資を行うための枠を設定することで、更なる法人資金の獲得に努める。